

営業用の乗用車を 購入した場合は？



慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。

新人さん：事務所裏に駐車場が完成して、マイカーで通勤する人が増えましたね。

先輩：遊休地を有効活用できてよかったよ。

新人さん：営業車も新たに購入するみたいですね。

先輩：ああ、営業先を車で回りたいという要望も多かったからね。

新人さん：便利になるでしょうけど、購入代金だけでなく税金や保険などもかかるから大変ですね。諸費用のどこまでを購入代金に含めたらよいのですか？

○解説

「車両運搬具」とは、事業用に所有・使用しているもので、人や物を陸上で運搬・けん引するものを処理する勘定科目です。具体的には、電車、貨車、消防車、除雪

車、貨物自動車、旅客自動車、普通自動車、フォークリフト、自転車などです。車両に常時搭載するカーナビ等の機器も「車両運搬具」に含めます。

車両を購入すると、車両本体の購入代金のほか、税金や保険などの諸費用が発生します。自動車取得税や法定費用（検査登録や車庫証明など）は、支出時の費用とするか、取得価額に含めて資産計上するかは任意です。

車両を保有するためにかかる自動車重量税や自動車税、自賠責保険料などは、支出時の費用として「租税公課」などで処理します。

「車両運搬具」の減価償却は、税法上、構造または用途で大別し、それをさらに細分化して、耐用年数を定めています（参照：別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）。たとえば、運送事業用の小型車は3年、乗用の自動車は6年となります。 ▲

ケース1 自動車を購入した場合

営業用の自動車を1台3,000,000円（税別）で購入した。購入に際して、同時に支出した諸費用は、次のとおり。すべての代金は普通預金口座から振り込んだものとする。

〈自賠責保険料27,000円、自動車取得税・重量税60,000円、検査登録料等40,000円（税別）、カーナビ60,000円（税別）〉

【借方】	車両運搬具	3,060,000	／	【貸方】	普通預金	3,497,000
	支払保険料	27,000				
	租税公課	60,000				
	雑費	40,000				
	仮払消費税等	310,000				

ケース2 車両を減価償却した場合

決算にあたり、上記の車両3,060,000円について減価償却を実施した。なお、当期の減価償却費は510,000円であった。

【借方】	減価償却費	510,000	／	【貸方】	減価償却累計額	510,000
-------------	-------	---------	---	-------------	---------	---------